社接総発1204第1号 国土動第127号 国住備第157号 平成24年12月4日

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省土地·建設産業局不動産業課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

災害時における民間賃貸住宅の活用(「手引書」の取りまとめ)について

災害時における民間賃貸住宅の活用については、平成24年2月に関係者からなる検討会を設置し、検討を行い、平成24年4月27日に中間取りまとめとして「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例」及び「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定運用細則例」を通知したところです。

今般、災害が発生した場合に、上記協定例等による事務が円滑に行われるよう「手引書」を取りまとめました。事務手続の改善等について引き続き検討を要する点はあるものの、過去の災害における対応を踏まえ、現時点における応急仮設住宅として活用される民間賃貸住宅の確保及び提供についての具体的な手続きとその留意事項等を整理したものです。

ついては、貴職におかれましては、本手引書を参考に、市区町村や関係団体等との 連携を図りながら、将来起こりうる災害に対し、必要な環境の整備に取り組んでいた だきますとともに、併せて管内の市区町村への情報提供等をお願いいたします。

なお、別添のとおり、関係団体の長に対しても通知しておりますので、念のため申 し添えます。

『送付資料』

- ・災害時における民間賃貸住宅の活用について(本編)
- 災害時における民間賃貸住宅の活用について(資料編)

(備考) 本手引書は、国土交通省のホームページでも公表しています。

参考URL:http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000013.html

社接総発1204第1号 国 土 動 第 1 2 7 号 国 住 備 第 1 5 7 号 平成24年12月4日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 社 団 法 人 全日本不動産協会 理事長 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 会長

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省土地 · 建設産業局不動産業課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

災害時における民間賃貸住宅の活用(「手引書」の取りまとめ)について

災害時における民間賃貸住宅の活用については、平成24年2月に関係者からなる検討会を設置し、検討を行い、平成24年4月27日に中間取りまとめとして「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例」及び「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定運用細則例」を通知したところです。

今般、災害が発生した場合に、上記協定例等による事務が円滑に行われるよう「手引書」を取りまとめました。事務手続の改善等について引き続き検討を要する点はあるものの、過去の災害における対応を踏まえ、現時点における応急仮設住宅として活用される民間賃貸住宅の確保及び提供についての具体的な手続きとその留意事項等を整理したものです。

ついては、貴職におかれましては、本手引書を参考に、都道府県や市区町村等との 連携を図りながら、将来起こりうる災害に対し、必要な環境の整備に取り組んでいた だきますとともに、併せて会員各位への情報提供等をお願いいたします。

なお、別添のとおり、各都道府県担当部局の長に対して通知しておりますので、念のため申し添えます。

『送付資料』

- ・災害時における民間賃貸住宅の活用について(本編)
- 災害時における民間賃貸住宅の活用について(資料編)

(備考) 本手引書は、国土交通省のホームページでも公表しています。

参考URL: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000013.html